

○追手門学院大学将軍山会館利用規程

2008年6月16日

制定

(総則)

第1条 追手門学院大学将軍山会館（以下「会館」という。）の利用に関し、この規程を定める。

(利用資格者)

第2条 会館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 追手門学院大学卒業生及び保護者
- (2) 追手門学院大学の学生及び教職員
- (3) 学長が許可した者

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。なお、学長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めた場合は、休館日に開館し、これ以外に閉館することができる。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院創立記念日（5月29日）
- (4) 夏期休暇中の休業日
- (5) 冬期休暇中の休業日
- (6) その他別に定めた日

(利用申請)

第5条 野外ステージ及び会議室等を使用する者は、所定の願書を使用日の前々日までに総務課に提出しなければならない。会議室の同一目的による利用は、連続3日以内とする。

2 校友会行事の利用は、他の利用に優先することがある。

3 第2条第1号及び第2号に定める者以外の利用については、別に定める利用料の納入を求めることがある。

(注意事項)

第6条 会館の施設を利用する者は、次の各号を厳守すること。

- (1) 火気を使用する場合は、学長の許可を受けること
- (2) 利用願書に記載された目的以外で使用しないこと
- (3) 利用後は、室内の清掃を行い備品を原状に戻しておくこと
- (4) 設備の改変及び備品の移動を行わないこと
- (5) 所定の場所以外で、掲示その他これに類するものを行わないこと
- (6) 喫煙、飲酒をしないこと
- (7) 展示室に飲食物を持ち込まないこと
- (8) 会館内では音が発生する履き物（下駄、スパイク等に類するもの）を着用しないこと
- (9) 物品等の販売及び寄付等を集めないこと
- (10) 凶器、危険物等を持ち込まないこと
- (11) 喧騒にわたる行為をしないこと

2 前項の注意事項を守らない場合は、利用を停止することがある。

(備品の利用)

第7条 会館の備品類を利用する者は、あらかじめ所定の手続きにより願い出なければならない。

(利用上の責任)

第8条 利用者が、故意又は過失により設備及び備品などを消失又は破損したときは、その損害額を弁償しなければならない。ただし、事情により、学長はその額を減免することがある。

(利用上の管理)

第9条 会館は、総務課が管理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会館の利用に関し必要な事項は、大学と校友会にて協議を行い、これを定める。ただし、会館の利用に関する軽微な事項については、総務課長と校友会会長の合意により決定する。

附 則

この規程は、2008年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年9月1日から施行する。